債権者集会招集及び免責申立てに関する破産者審尋期日

平成１６年（フ）第９３号破産事件
平成１６年（モ）第１２２４号免責申立事件
富山県射水市高場新町１丁目７番地
破産者　片山　和雄
1　債権者集会の期日、破産者審尋の期日　平成22年４月22日午後１時45分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成22年２月12日　富山地方裁判所高岡支部

債権者集会招集

平成１４年（フ）第２７３号
群馬県高崎市下小鳥町453番地１
破産者　株式会社オノヤ
代表者代表取締役　星野　定之
1　期日　平成22年３月24日午前11時10分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成22年２月16日　前橋地方裁判所高崎支部
平成２０年（フ）第１５７号
長崎県佐世保市須佐町13番４号
破産者　井手工業株式会社
1　期日　平成22年３月26日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年２月９日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２０年（フ）第１４２号
北海道登別市幌別町８丁目11番地　幌別東団地75Ｒ４―206
破産者　平野美代子
異議申述期間　平成22年３月17日まで
平成22年２月17日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係
平成２１年（フ）第６９号
愛媛県今治市新谷乙225番地53、旧住所愛媛県東温市牛渕1957番地１
破産者　山本　元伸
異議申述期間　平成22年４月９日まで
平成22年２月17日　松山地方裁判所今治支部
平成２０年（フ）第７５４号
熊本市川尻１丁目５番74号
破産者　林田　典太
異議申述期間　平成22年４月15日まで
平成22年２月16日
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可決定

平成２１年（フ）第５７７号
愛知県稲沢市平和町平六47番地
破産者　星野　高光
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２１１７号
東京都中央区日本橋浜町３丁目42番３号
清算株式会社　株式会社ウィズランド
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２０７２号
東京都荒川区東尾久５丁目42番11号
清算株式会社　柳沢工業株式会社
代表清算人　柳沢　武彦
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　特別清算債権の定義
平成21年７月９日（開始決定日）までの原因に基づいて発生した協定債権を特別清算債権とする。
2　弁済の場所
本協定における弁済は、特別清算債権を有する債権者（以下「特別清算債権者」という。）の指定する銀行口座に振り込むことにより実施する。但し、振り込み手数料は、清算株式会社の負担とする。
第２　担保権付債権
1　定義
本協定における担保権付債権とは、清算株式会社所有の、又は柳沢工業の営業に供されていた柳沢武彦個人所有の不動産、その他の資産について、担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は民事留置権を除く留置権）を有する特別清算債権で、平成21年７月９日（開始決定日）までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものを言う。
2　評価の時期
担保権の対象となる資産は、東京地方裁判所平成21年（借チ）2058号借地非訟事件申立時における売却価額を参考に平成21年11月１日の時点で評価する。
3　弁済
⑴　担保権の対象となっている資産は、これを借地非訟手続により地主の承諾を得て換価処分し、回収・換価金額から当該回収・換価にかかる諸費用（税金・売却手数料・借地非訟手続の裁判費用など）及び更新料・承諾料を控除した上で、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受ける金額の範囲で、随時、各担保権付債権の弁済に当てる。
⑵　平成22年１月31日の時点で担保権の対象となっている資産で、その、回収・換価が終了していないものは上記評価額をもって評価し、これを担保権付債権から控除した金額を第１回弁済において一般債権にならって弁済する。
⑶　担保権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。
4　弁済後の残余債権
第２の３の弁済によって弁済されなかった残額は、一般債権の例によって弁済する。
5　担保権の放棄
担保権付債権者が平成22年１月31日までに、その担保権を放棄した場合には、清算株式会社は、担保権によって担保されると評価されていた債権について一般債権の例によって弁済する。
第３　一般債権
1　定義
本協定における一般債権とは、特別清算債権のうち、担保権付債権に該当しない協定債権を言う。
2　一般債権の弁済
⑴　第１回弁済
本協定第２の２項における評価額を基準とした一般債権額の４％を第１回弁済として本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。
⑵　第２回弁済及び免除
①　弁済
㋐　第２回弁済は、第２の４の残余債権及び一般債権を対象として行う。
㋑　清算株式会社は、各特別清算債権者に対し、その資産のすべての換価が終了した日から１か月以内に、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を、残債権金額の割合に応じて弁済する。
②　免除
特別清算債権者は、第２回弁済時に残余の特別清算債権につき、その債務を免除する。
3　清算株式会社が、㈱スミカ外２名に対し負担する債務の免除
以下の協定債権者は、本協定の認可の決定が確定することを条件として、一般債権をすべて放棄する。
株式会社スミカ、柳沢　武彦、
柳沢　満枝
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２２年（再）第１号
栃木県佐野市赤見町2009番地
再生債務者　セキノス株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　栃木県宇都宮市西大寛１丁目５番13号　弁護士　安田　真道
平成22年２月16日
宇都宮地方裁判所第１民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第３号
岐阜県羽島郡岐南町下印食２丁目92番地１
再生債務者　株式会社発汗房
1　決議に付する再生計画案　平成21年10月14日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年３月23日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年３月18日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成22年３月15日
平成22年２月15日　岐阜地方裁判所